

健衛発0710第2号
平成26年7月10日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



旅館業法の遵守の徹底について

宿泊業については、旅館業法に基づき指導が行われているところであるが、先般、東京都内で、自宅の一部を用いて宿泊料をとって外国人を宿泊させる宿泊施設を営んでいるとして、旅館業法第3条違反（無許可営業）で逮捕され、同法の罰則に処せられるという事案が報道されたところである。

もとより、自宅の建物を活用する場合であっても、宿泊料とみなすことができる対価を得て人を宿泊させる業を営む者については、旅館業法第3条の許可を取得する必要があるため、上記の違反事例も踏まえ、改めて、貴管下において、旅館業法の遵守について周知徹底を行うとともに、事業者への指導を徹底されたい。